（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第五条　経済産業大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3　経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　開発供給計画認定番号

三　認定開発供給事業者の名称

四　認定開発供給計画の概要

（認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第六条　認定開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定に基づく変更の認定の申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

4　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

5　経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の日付

二　変更後の開発供給計画認定番号

三　認定開発供給事業者の名称

四　変更後の認定開発供給計画の概要

（認定開発供給計画の変更の指示）

第七条　経済産業大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定開発供給事業者に交付するものとする。

（認定開発供給計画の認定の取消し）

第八条　経済産業大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第九条　認定開発供給事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により経済産業大臣に報告しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

様式第一（第４条第１項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第７条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1　名称等

事業者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（事業者が法人の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階　開発段階　・　供給段階

3　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標